

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

b

改 正 案

現 行

（空中線電力の許容偏差）  
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に  
従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（空中線電力の許容偏差）  
第十四条 （略）

送信設備	許容偏差	
	上限 （パ ーセ ント）	下限 （パ ーセ ント）
一、十（略） 第十四条 十九條の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その他の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの）	八七 （略）	六二 （略）
陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一九MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものを除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五〇
陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一九MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものを除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五九
陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備（七一九MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものを除く。）であつて、基地局と通信を行うもの	八七	六二

送信設備	許容偏差	
	上限 （パ ーセ ント）	下限 （パ ーセ ント）
一、十（略） 第十四条 十九條の六に定める携帯無線通信の中継を行う無線局（基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その他の中継を行う陸上移動局又は陸上移動中継局（いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの）	八七 （略）	六二 （略）
陸上移動局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五〇
陸上移動中継局（同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの	八七	五九

<p>上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。の送信設備</p>	<p>数の電波を送信するものに限る。)であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>五九</p>	<p>六一</p>
<p>十一 符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度(拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ)が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散</p>	<p>五九</p>	<p>六一</p>

<p>上移動局又は陸上移動中継局をいう。以下同じ。の送信設備</p>	<p>陸上移動局又は陸上移動中継局(いずれも同条第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p>	<p>五九</p>	<p>六一</p>
<p>十一 符号分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備</p>	<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の三に定める基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の三に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度(拡散符号によりスペクトル拡散された信号の速度をいう。以下同じ)が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散</p>	<p>五九</p>	<p>六一</p>

<p>符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	八七	四七
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分</p>	八七	四七

<p>符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>(五) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p> <p>(六) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップのもの</p>	八七	四七
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める基地局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分</p>	八七	四七

<p>割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>
<p>次に掲げる送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものを除く。）であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>次に掲げる送信設備（七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものに限り。）であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを○デシベル</p>	<p>四八</p>	<p>六七</p>

<p>割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものであり、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>
<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>四八</p>	<p>五八</p>

<p>次に掲げる送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものを除く。)であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上</p>	<p>とする。)を超えるもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもののうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものが</p>
八七	
四七	

<p>次に掲げる送信設備であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの</p>	
八七	
四七	

三十二・十  
(略)

<p>(略)</p>	<p>移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の五に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>(二) 第四十九条の六の四に定める符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うもの</p> <p>(一) 第四十九条の六の四に定める陸上移動局の送信設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>次に掲げる送信設備(七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものに限る。)であり、かつ、空中線電力が二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの</p>
<p>(略)</p>		<p>八七</p>
<p>(略)</p>		<p>五八</p>

三十二・十  
(略)

<p>(略)</p>	<p>(四) 第四十九条の六の五に定める時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、基地局と通信を行うものうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	

十四シ	無線局 を行う 線通信 携帯無 続方式 多元接 数分割 ア周波 キャリ ングル
次に掲げる送信設備	<p>(一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備（<b>七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものを除く。</b>）</p> <p>(三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（時分割複信方式を用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>
八七	
四七	

十四シ	無線局 を行う 線通信 携帯無 続方式 多元接 数分割 ア周波 キャリ ングル
次に掲げる送信設備	<p>(一) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(二) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(三) 第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局（時分割複信方式を用いるものに限る。）をいう。以下同じ。）の送信設備</p> <p>(四) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p> <p>(五) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備</p> <p>(六) 第四十九条の六の十において無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備</p>
八七	
四七	

十五 九 (略)	(略)	第四十九条の六の九において無線設備の条 件が定められている陸上移動局の送信設備 (七一九MHzを超え七四八MHz以下の周波数 の電波を送信するものに限る。)	八七	六二
2・3 (略)	(略)		(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	陸上移動局 (第四十九 条の六第三 項に規定す る条件に適 合する無線 設備を使用 するものを 除く。)	受信装置の区別	七一九MHzを超 え七四八MHz以 下、七七三MHzを 超え八〇三MHz 以下、八一五MHz を超え八四五 MHz以下、八六〇 MHzを超え八九 〇MHz以下、九〇 MHzを超え九一 五MHz以下又は 九四五MHzを 超え九六〇MHz 以下の周波数の 電波を受信する 受信装置	周波数帯	ア (略) イ (略)	副次的に発する電波 の限度	(略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	ア (略)	(略)	(略)	(略)

十五 九 (略)	(略)		(略)	(略)
2・3 (略)	(略)		(略)	(略)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 (略)

2 (略)

3 携帯無線通信の中継を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

無線局の種別	陸上移動局 (第四十九 条の六第三 項に規定す る条件に適 合する無線 設備を使用 するものを 除く。)	受信装置の区別	八一五MHzを超 え八四五MHz以 下、八六〇MHzを 超え八九〇MHz 以下、九〇〇MHz を超え九一五 MHz以下又は九 四五MHzを超え 九六〇MHz以下 の周波数の電波 を受信する受信 装置	周波数帯	ア (略) イ (略)	副次的に発する電波 の限度	(略) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	ア (略)	(略)	(略)	(略)

4	<p>七二八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九</p>	陸上移動中及び陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	イ	イ	イ	イ
		陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	ア	ア	ア	ア
		陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	イ	イ	イ	イ
		陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	ア	ア	ア	ア

4	<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え九一五MHz以下又は九一五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携</p>	陸上移動中及び陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	イ	イ	イ	イ
		陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	ア	ア	ア	ア
		陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	イ	イ	イ	イ
		陸上移動中継局（第四十九条の六第三項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものに限る。）	(略)	ア	ア	ア	ア

六〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップの信号を受信するもの

無線局の種別	受信装置の區別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（七六三MHz以上八一三MHz以下を除く。） イ 一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。） ウ 一、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値

帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに八・五MHzを超え八四・五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 (略)

無線局の種別	受信装置の區別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局			

局 陸上移動	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ 一、〇〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
局 陸上移動	七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七八MHz以上八〇三MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ 七一八MHz以下	任意の三・八四MHz幅

局 陸上移動	八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ 一、〇〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
局 陸上移動	七七三MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(七七八MHz以上八〇三MHz以下及び七七三MHz以上八〇三MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
		イ 七一八MHz以下	任意の三・八四MHz幅





5 27	四 (略)	動局 陸上移			九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
						ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
						ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
						イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

5 27	四 (略)	動局 陸上移			九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz以下(一、四六五・九MHz以上、一、五二〇・九MHz以下及び二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値
						ウ	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下の値
						ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(九三五MHz以上九七〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下の値
						イ	一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満(二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。)	任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下の値

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、**七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。**

- 一・二 (略)
- 二・三 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（**七一一MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの**にあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	<b>七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</b>

第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備（次条及び第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。）であつて、**八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの（第三項に規定するものを除く。）は、次に掲げる条件（陸上移動中継局の無線設備にあつては、第二号に限る。）に適合するものでなければならない。**

- 一・二 (略)
- 二・三 (略)

第四十九条の六の四 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの（**九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は九四五MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの**にあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。）は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。ただし、前条に規定する無線設備については、この限りでない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	<b>八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</b>

陸上移動局の無線設備	符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備
<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>	<p>七一八MHzを超え七四八MHz以下、七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>2 前項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次の各号に定める条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによって次に掲げる周波数が自動的に選択されること。</p> <p>イ 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数</p> <p>ロ 〃ホ (略)</p> <p>二 〃五 (略)</p> <p>三 〃四 (略)</p>	

陸上移動局の無線設備	符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備
<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下</p>	<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ 〃ニ (略)</p> <p>二 〃五 (略)</p> <p>三 〃四 (略)</p>	

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
 第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(七・八MHzを超え七・四MHz以下、七・七MHzを超え八・〇MHz以下、九・〇MHzを超え九・五MHz以下又は九・四MHzを超え九・〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの)にあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七・七MHzを超え八・〇MHz以下、八・三MHzを超え八・四MHz以下、八・三MHzを超え八・四MHz以下、八・六MHzを超え八・九MHz以下、九・四MHzを超え九・六MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	七・八MHzを超え七・八MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、八・八七MHzを超え八・八九MHz以下、八・九三MHzを超え九・四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	七・八MHzを超え七・八MHz以下、七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、八・六〇MHzを超え九・一五MHz以下、九・一五MHzを超え九・六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え

(時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)  
 第四十九条の六の五 時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するもの(九・〇MHzを超え九・一五MHz以下又は九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下の周波数の電波を送信するもの)にあつては、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものに限る。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八・三MHzを超え八・三四MHz以下、八・三八MHzを超え八・四六MHz以下、八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下
陸上移動局の無線設備	八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、八・八七MHzを超え八・八九MHz以下、八・九三MHzを超え九・四〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下
時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備	八・一五MHzを超え八・四五MHz以下、八・六〇MHzを超え九・一五MHz以下、九・一五MHzを超え九・六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、四七五・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下

	<p>一、五二〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
--	--

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

イ 七・一八MHzを超え七・四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五・五MHz低い周波数

ロ 〇・〇MHz (略)

二 〇・〇MHz (略)

三 〇・〇MHz (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	七・七三MHzを超え八・〇三MHz以下、八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・四五MHzを超

	<p>MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
--	---

2 (略)

一 (略)

イ 〇・〇MHz (略)

二 〇・〇MHz (略)

三 〇・〇MHz (略)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 (略)

無線設備の区別	周波数
基地局の無線設備	八・六〇MHzを超え八・九〇MHz以下、九・四五MHzを超え九・六〇MHz以下、一、四七五・

陸上移動局の無線設備	<p>え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>七二八MHzを超え七四八MHz以下、八一五MHzを超え八四五MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>

一・二 (略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

- 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。
- イ 七二八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より五五MHz低い周波数

陸上移動局の無線設備	<p>九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>
<p>シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備</p>	<p>八一五MHzを超え八四五MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下</p>

一・二 (略)

2 (略)

- 一 (略)

ロ(ホ) (略)

二(五) (略)

3・4 (略)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

(表略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。
- イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

別表第一号(第5条関係)

注 1～30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 携帯無線通信を行う無線局の送信設備に使用するもの  
ア～エ (略)

オ 718MHz zを超え748MHz z以下、773MHz zを超え803MHz z以下、815MHz zを超え845MHz z以下、860MHz zを超え915MHz z以下、又は915MHz zを超え960MHz z以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局及び

イ(ニ) (略)

二(五) (略)

3・4 (略)

第四十九条の六の十一 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、周波数分割複信方式を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次の各号(陸上移動中継局にあつては第二号口に限る。)の条件に適合するものでなければならない。

(表略)

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 送信する電波の周波数は、前項の基地局の電波を受信することによつて、次に掲げる周波数が自動的に選択されること。
- イ 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、受信した電波の周波数より四五MHz低い周波数

別表第一号(第5条関係)

注 1～30 (略)

31 (略)

- (1) (略)  
ア～エ (略)

オ 815MHz zを超え845MHz z以下、860MHz zを超え915MHz z以下又は915MHz zを超え960MHz z以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び

<p>無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>32～53 (略)</p> <p>別表第二号 (第6条関係)</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>第12</p> <p>1 (略)</p> <p>2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、<u>718MHz zを超え748MHz z以下、773MHz zを超え803MHz z以下、815MHz zを超え845MHz z以下、860MHz zを超え915MHz z以下又は915MHz zを超え960MHz z以下の周波数の電波を使用するもの</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第13～第62 (略)</p>	<p>時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局</p> <p>(7)・(4) (略)</p> <p>カ～サ (略)</p> <p>(2)～(18) (略)</p> <p>32～53 (略)</p> <p>別表第二号 (第6条関係)</p> <p>第1～第11 (略)</p> <p>第12</p> <p>1 (略)</p> <p>2 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備のうち、<u>815MHz zを超え845MHz z以下、860MHz zを超え915MHz z以下又は915MHz zを超え960MHz z以下の周波数の電波を使用するもの</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第13～第62 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(携帯無線通信を行う無線局等に係る経過措置)</p> <p>第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している、この省令による改正前の設備規則(以下「旧規則」という。)第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則(以下「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備</p>	

備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。